



開発行為許可証

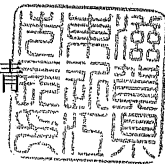
愛知郡愛荘町愛知川1311番地4  
株式会社ユアーズ・コーポレーション  
代表取締役 上 島 大 祐 様

東近江市小池町244番地3  
株式会社Gークリエイト  
代表取締役 加 藤 雅 己 様

令和元年12月3日 付けで申請のありました開発行為許可申請は、都市計画法第29条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和元年12月5日

東 近 江 市 長 小 椋 正 清



記

- 1 開発許可番号 令和元年12月5日 第 10488 号
- 2 開発許可区域の名称  
東近江市小田苅町字門田294番1

(外 13 筆)

- 3 開発区域の面積 9,695.16 平方メートル
- 4 予定建築物等の用途  
建売分譲住宅(33区画)
- 5 許可条件  
別紙のとおり

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、滋賀県開発審査会に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東近江市を被告として(東近江市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。なお、この場合には、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しを求める訴えを提起することができます。